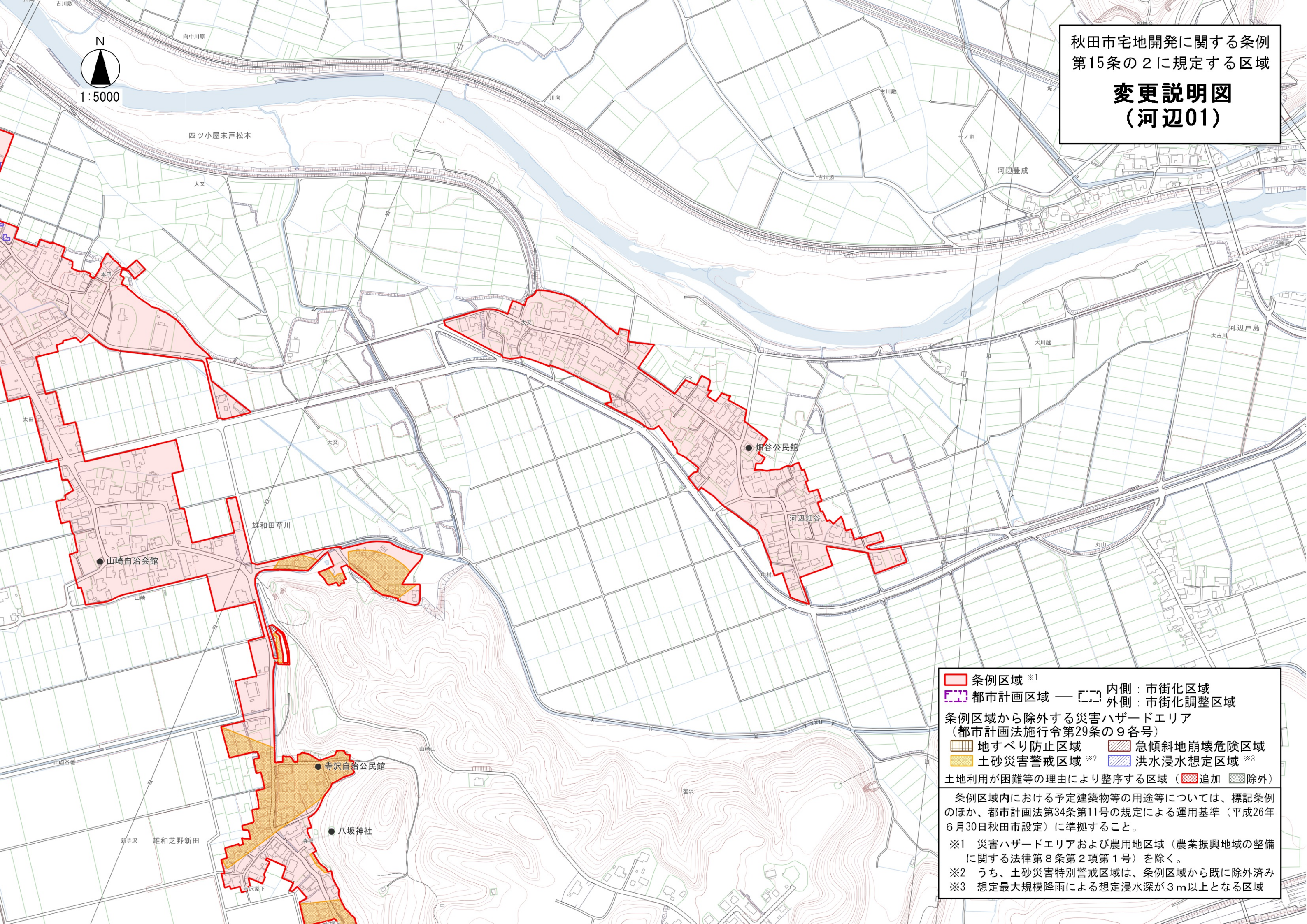


秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(河辺01)



条例区域 ※1

都市計画区域 — **内側**：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 **急傾斜地崩壊危険区域**

土砂災害警戒区域 ※2 **洪水浸水想定区域** ※3

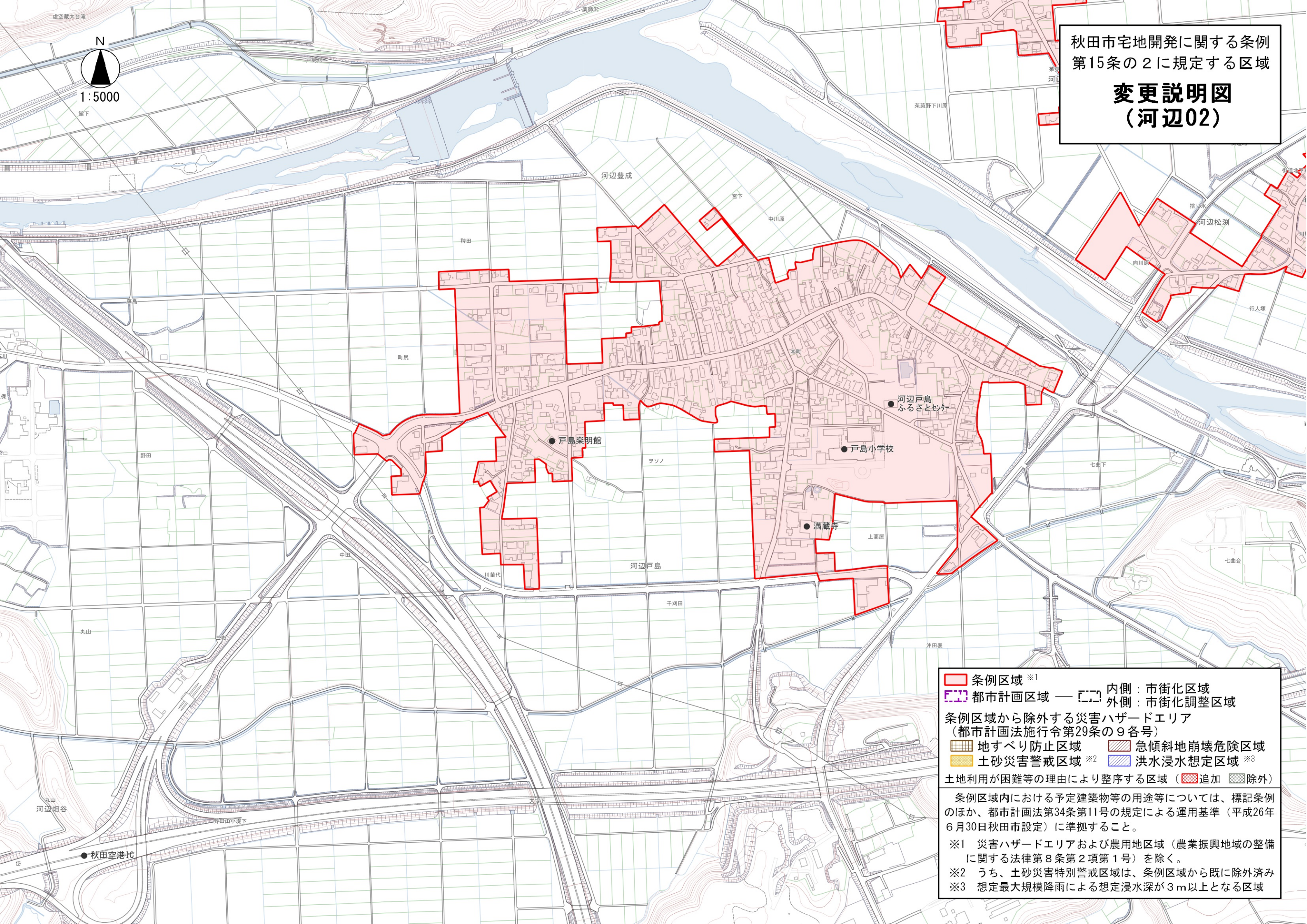
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (**追加** **除外**)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(河辺02)**

N
1:5000
館下

条例区域 ※1

都市計画区域

内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2

洪水浸水想定区域 ※3

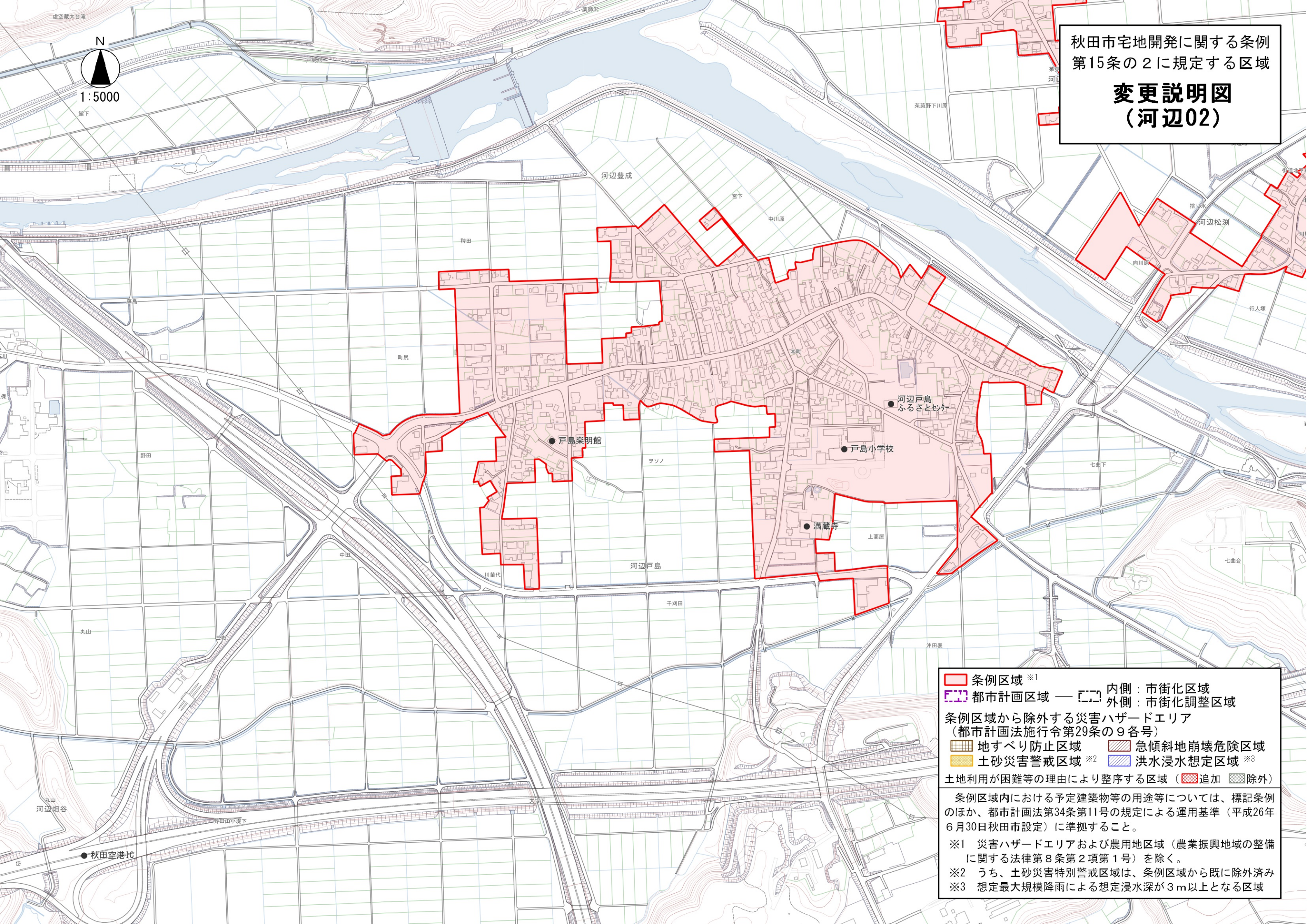
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

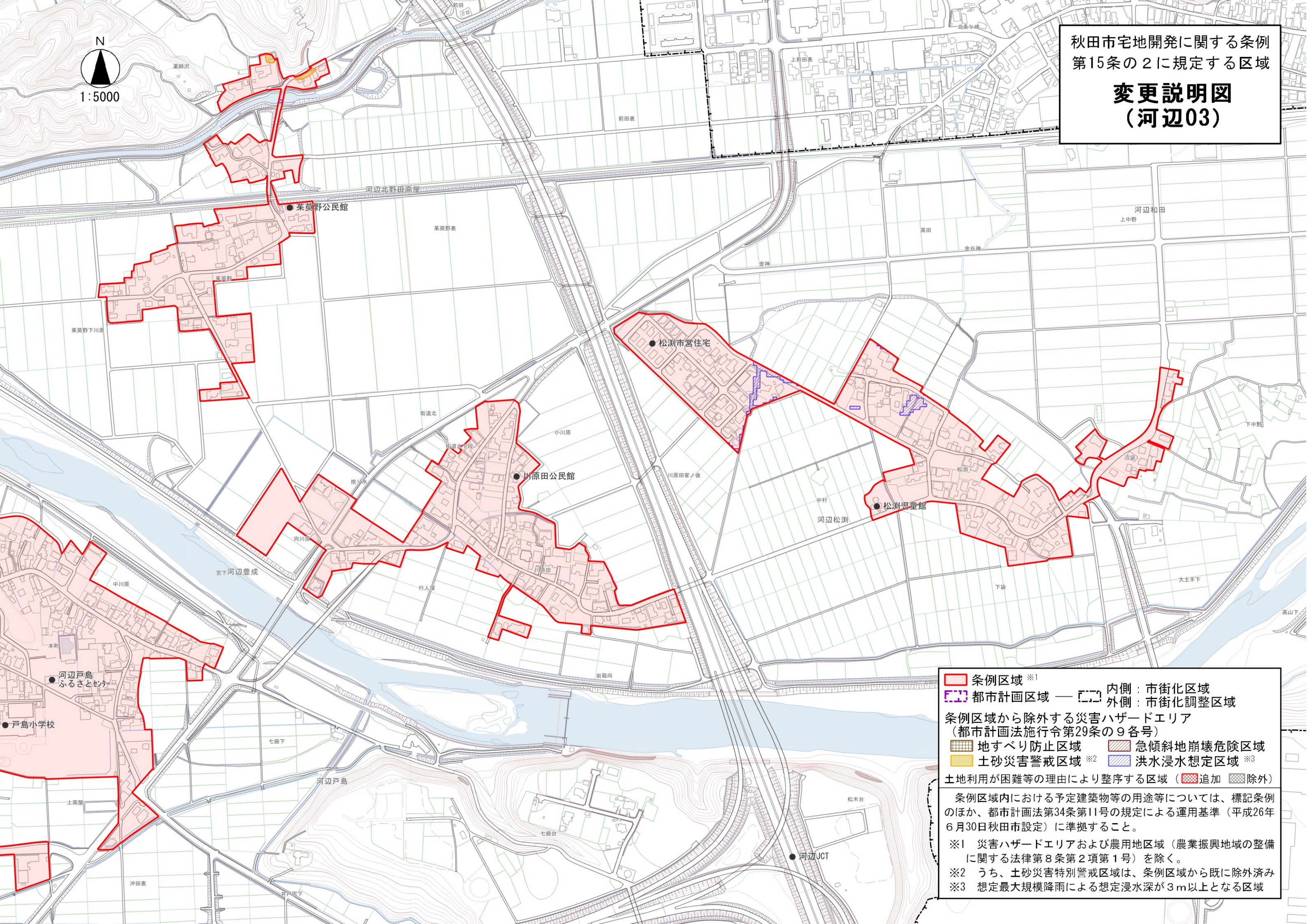
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域





変更説明図 (河辺03)



 条例区域 ※1

 都市計画区域 —  内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
（都市計画法施行令第29条の9各号）

 地すべり防止区域  急傾斜地崩壊危険区域

 土砂災害警戒区域 ※2  洪水浸水想定区域 ※3

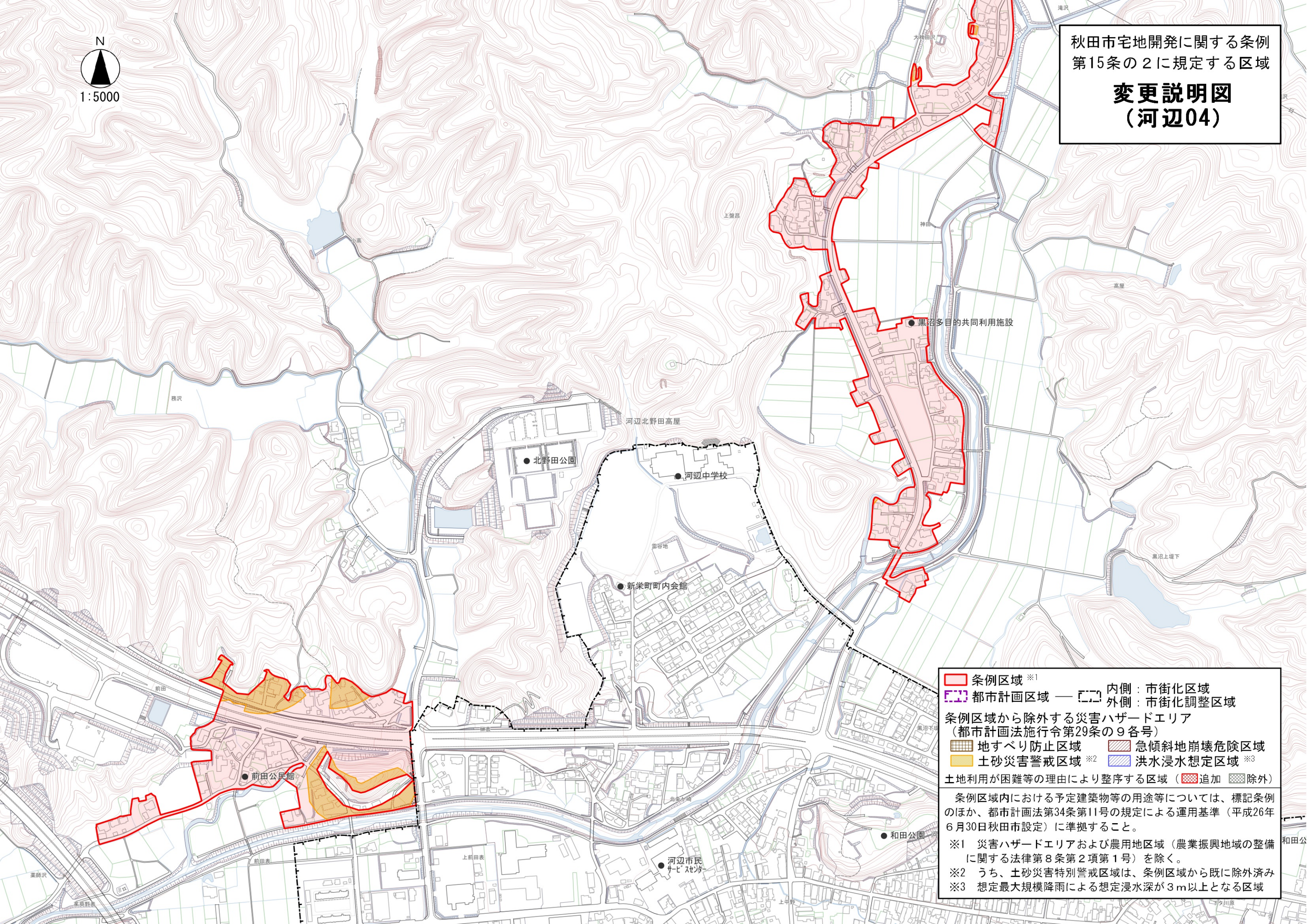
土地利用が困難等の理由により整序する区域（ 追加  除外）

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

- ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
- ※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
- ※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(河辺04)**



条例区域 ※1
都市計画区域 — **内側：市街化区域**
外側：市街化調整区域

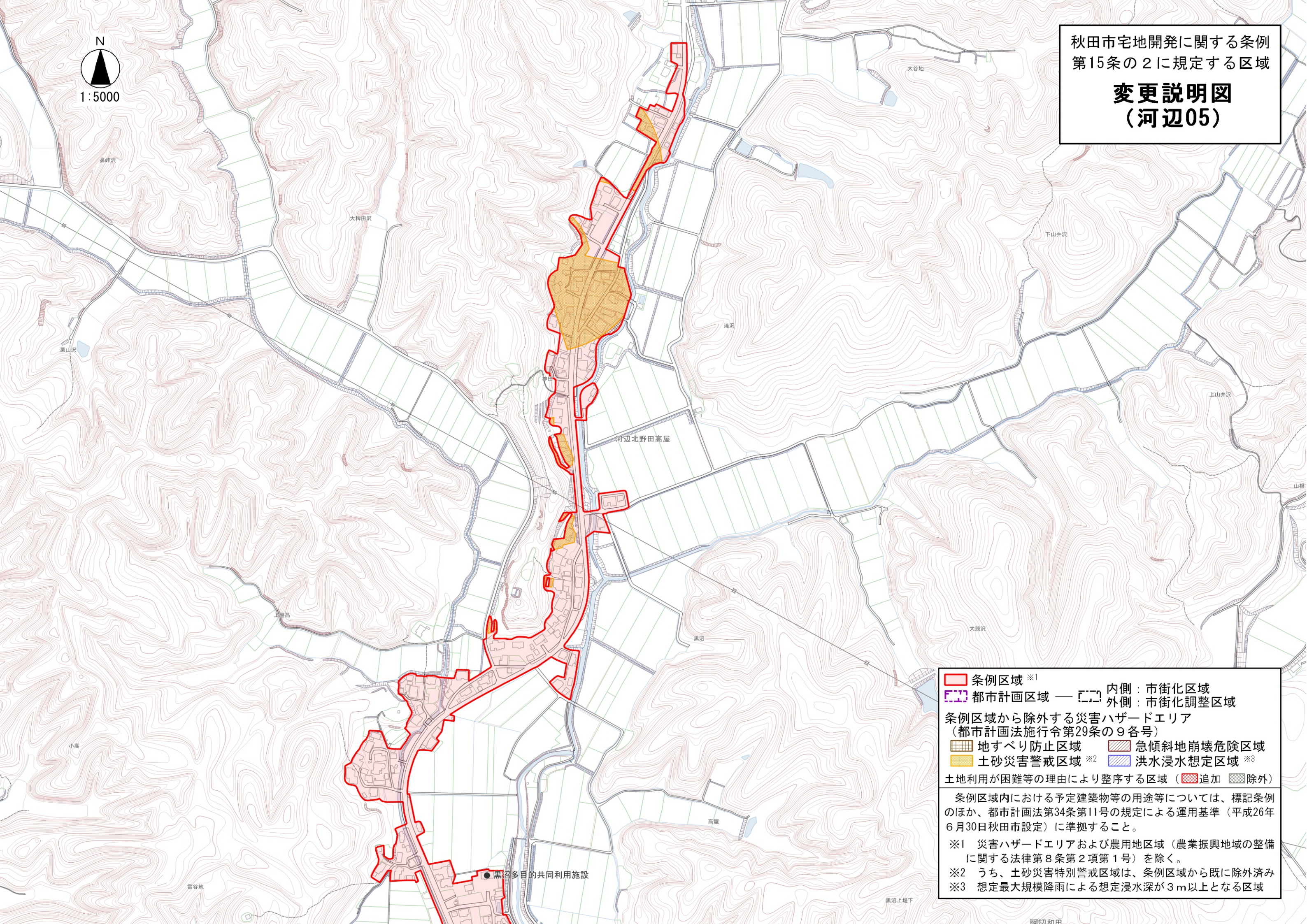
条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 **急傾斜地崩壊危険区域**
土砂災害警戒区域 ※2 **洪水浸水想定区域** ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (**追加** **除外**)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(河辺05)**

N
1:5000

条例区域 ※1

都市計画区域 — **内側：市街化区域**
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 **急傾斜地崩壊危険区域**
土砂災害警戒区域 ※2 **洪水浸水想定区域** ※3

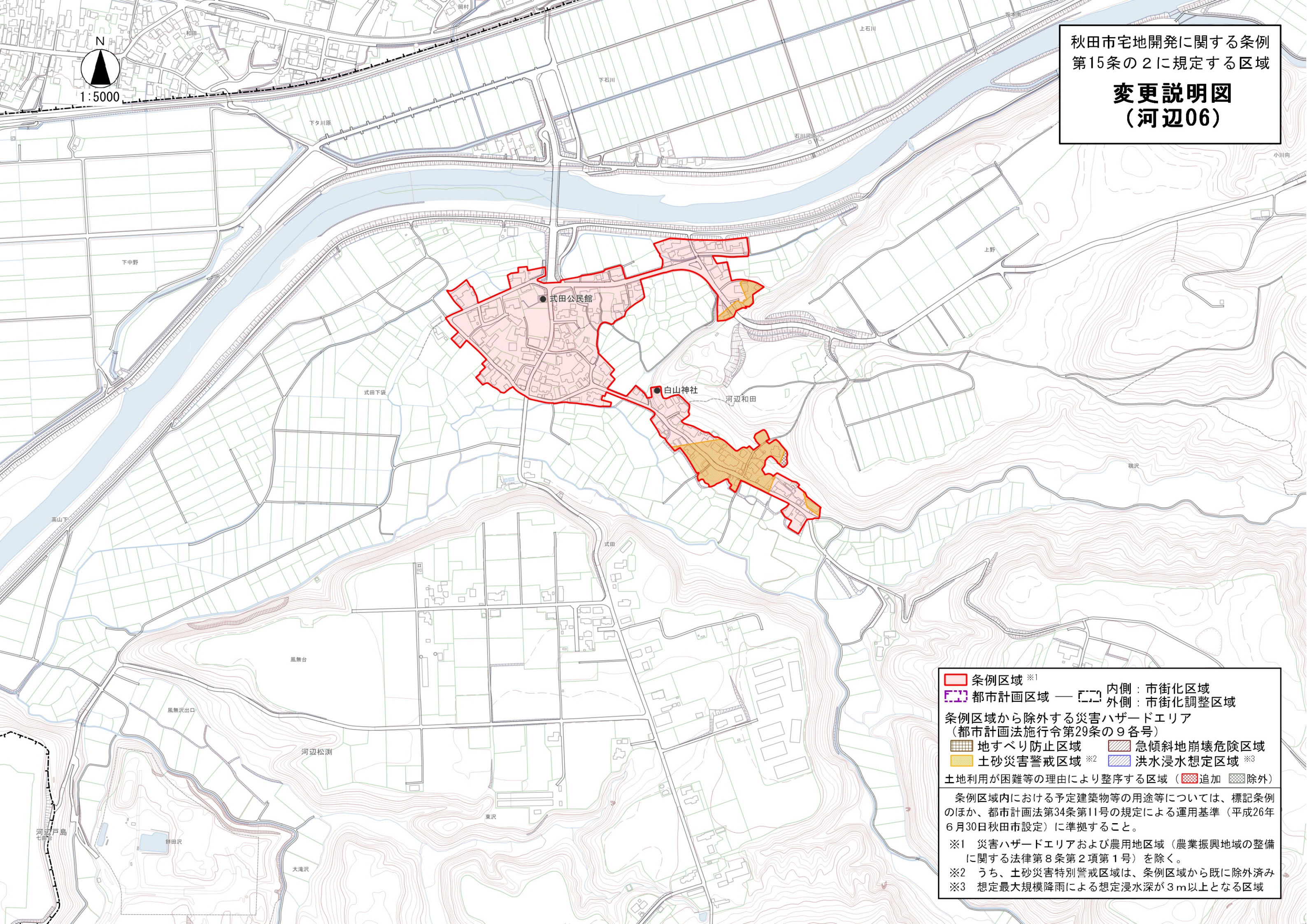
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (**追加** **除外**)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

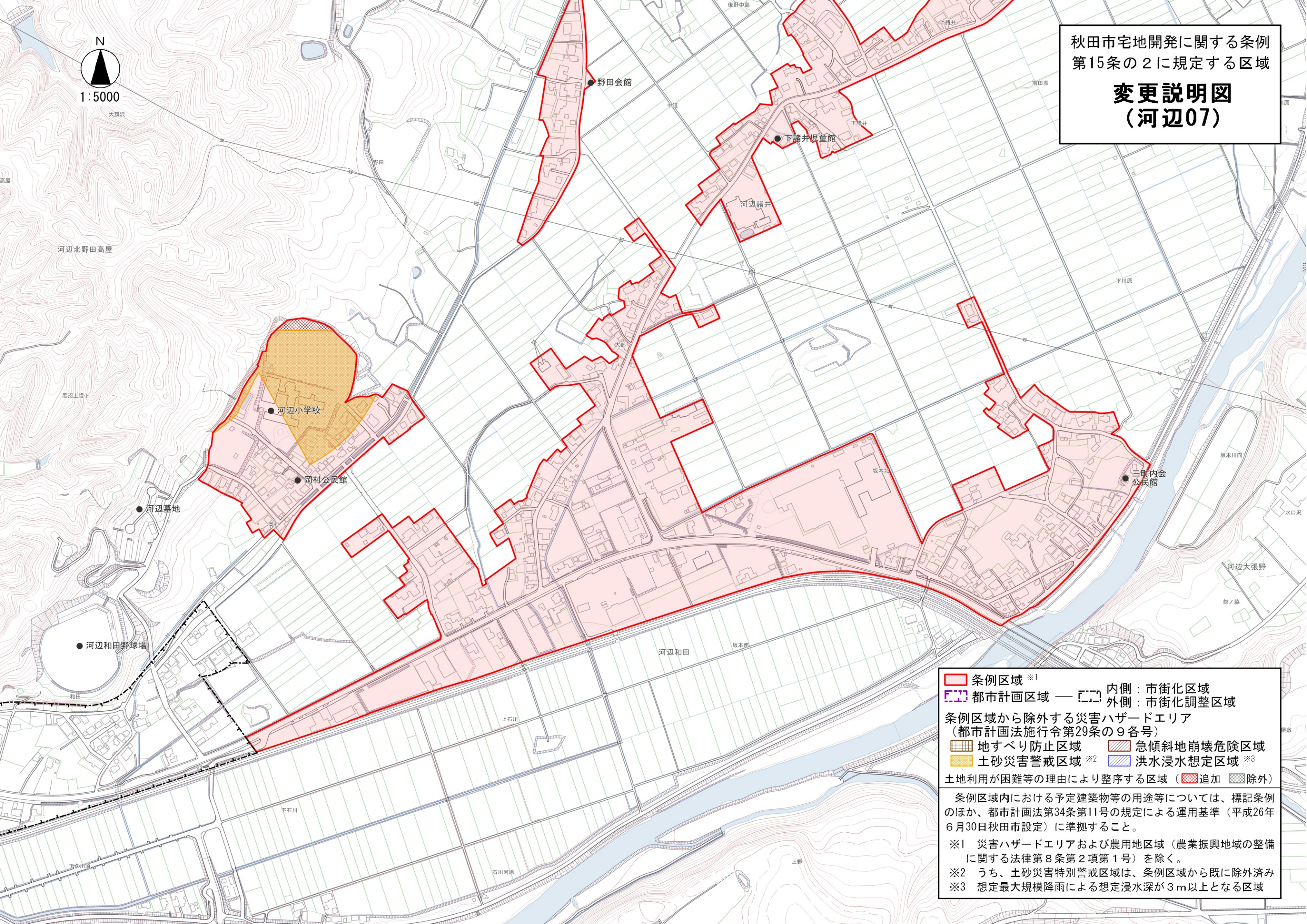
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(河辺06)

N
1:5000

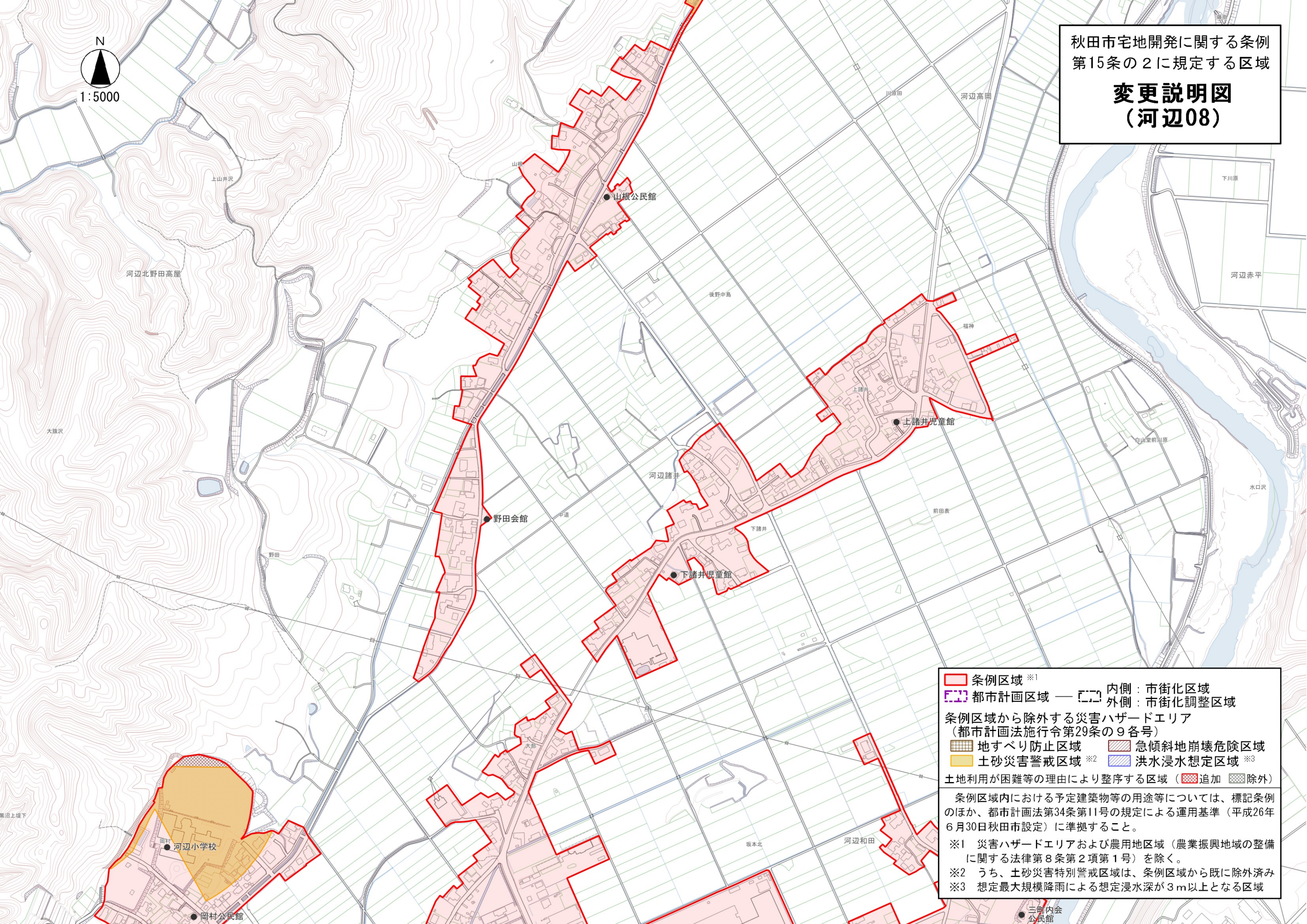
条例区域 ※1
都市計画区域 — **内側：市街化区域**
外側：市街化調整区域
条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)
地すべり防止区域 **急傾斜地崩壊危険区域**
土砂災害警戒区域 ※2 **洪水浸水想定区域** ※3
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (**追加** **除外**)
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(河辺07)**

N
1:5000

- 条例区域 ※1
都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域
条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)
地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)
- 条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
- ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(河辺08)**

N
1:5000

条例区域 ※1

都市計画区域 — **内側：市街化区域**
外側：市街化調整区域

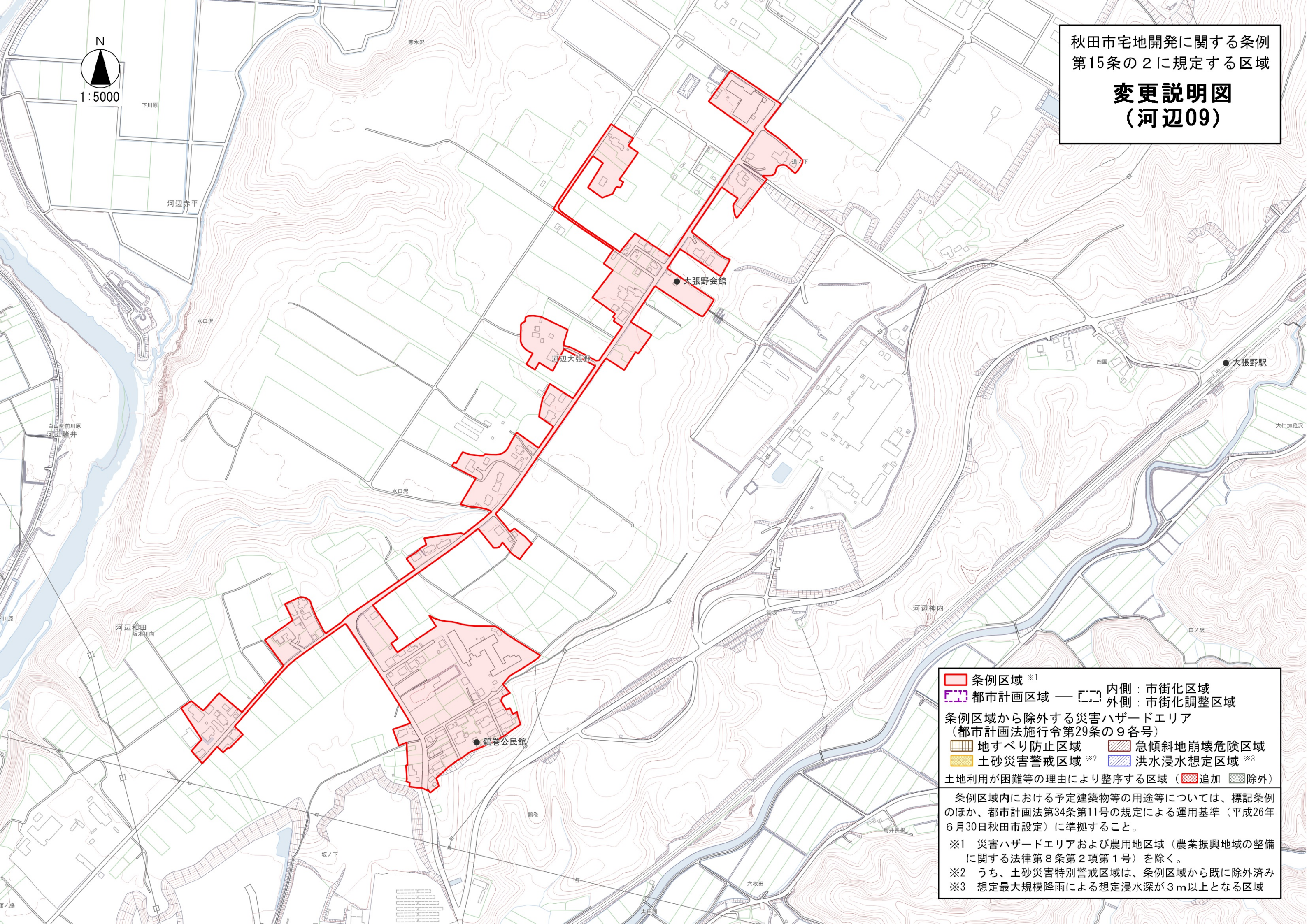
条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 **急傾斜地崩壊危険区域**
土砂災害警戒区域 ※2 **洪水浸水想定区域** ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (**追加** **除外**)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

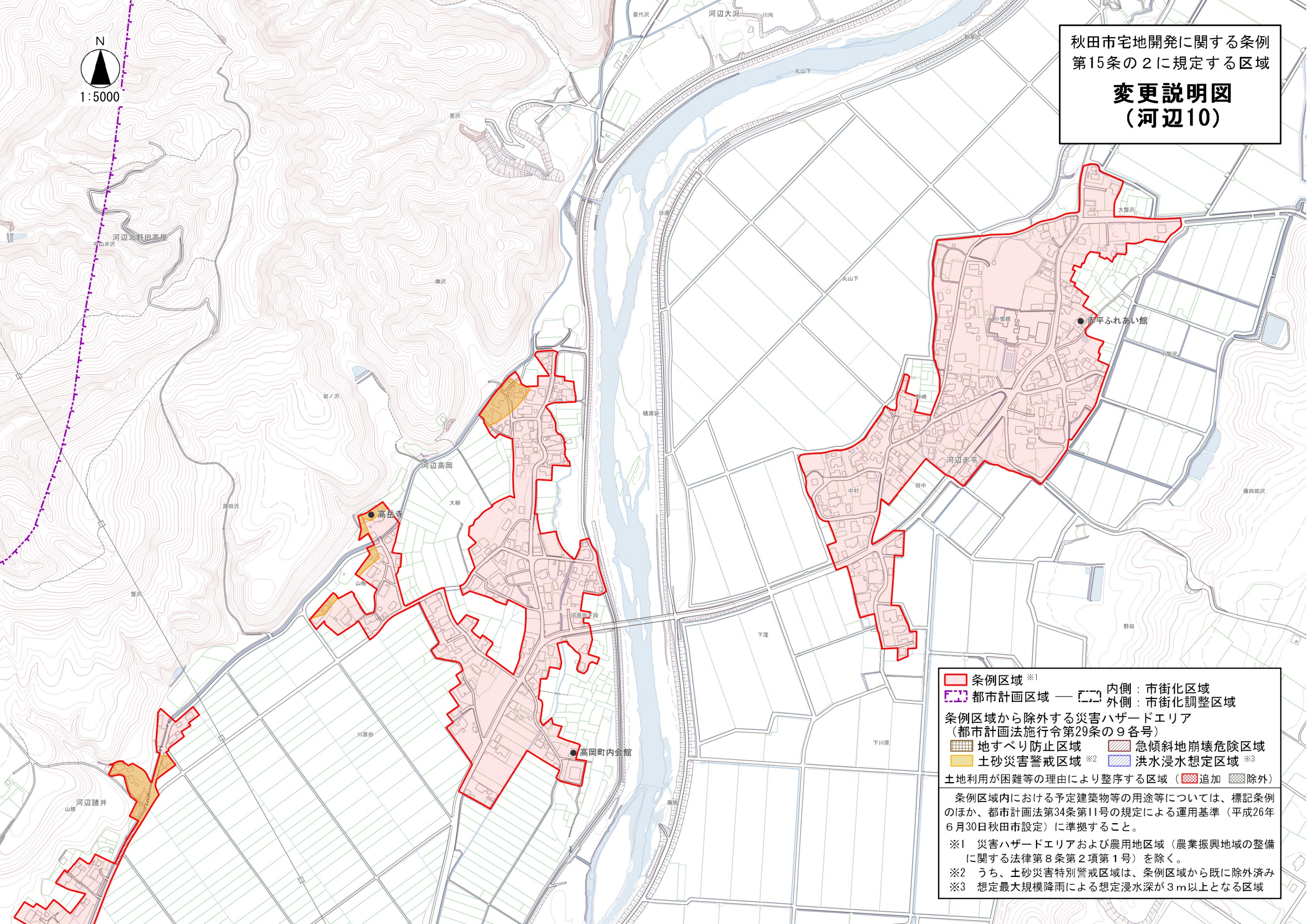
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(河辺09)

N
1:5000

条例区域 ※1
都市計画区域 — **内側：市街化区域**
外側：市街化調整区域
条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)
地すべり防止区域 **急傾斜地崩壊危険区域**
土砂災害警戒区域 ※2 **洪水浸水想定区域** ※3
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準(平成26年6月30日秋田市設定)に準拠すること。
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号)を除く。
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



N
1:5000

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(河辺10)**

条例区域 ※1

都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域 ※2	洪水浸水想定区域 ※3

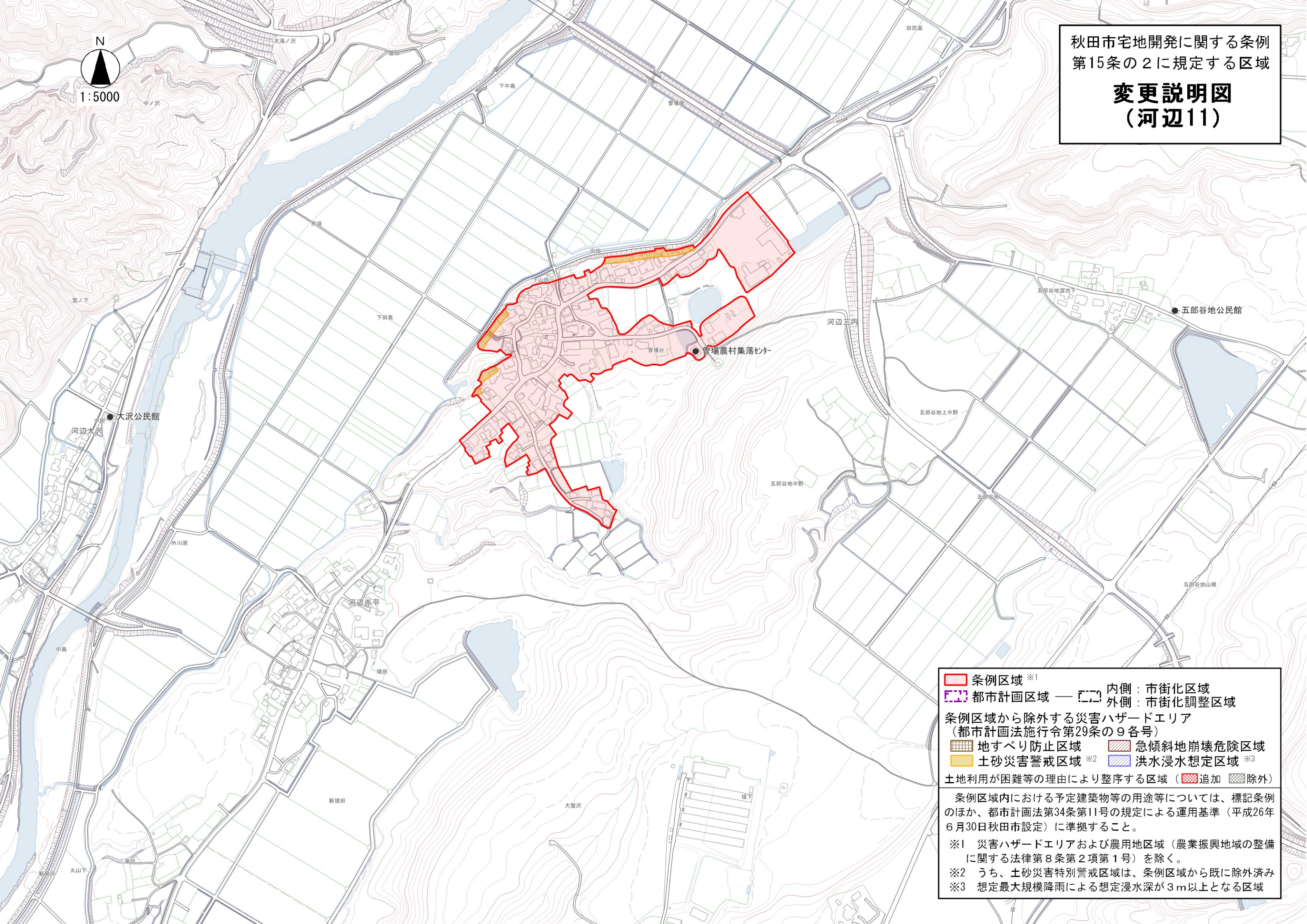
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(河辺11)



1:5000

条例区域 ※1

都市計画区域

内側：市街化区域

外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2

洪水浸水想定区域 ※3

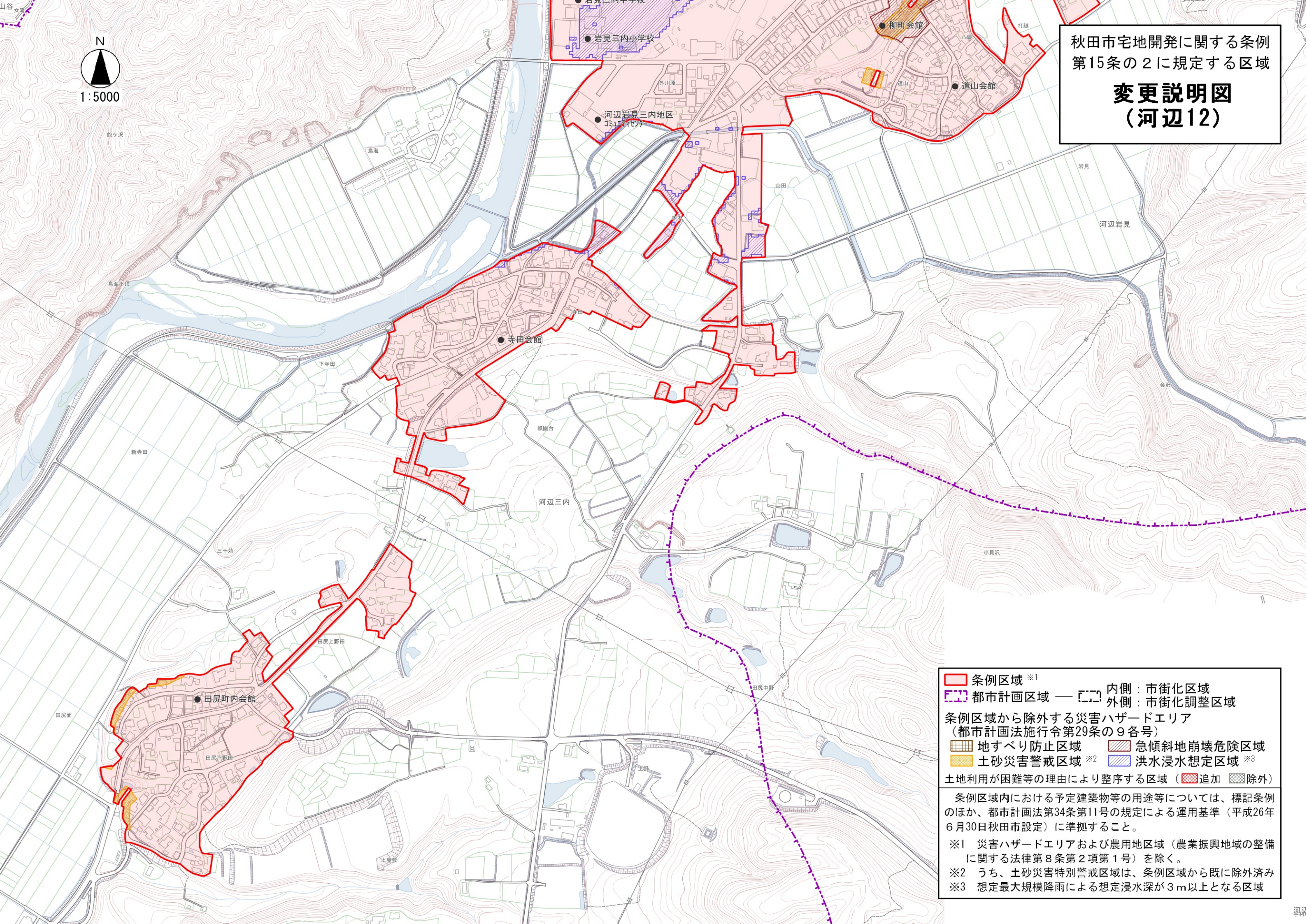
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



N
1:5000

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(河辺12)

条例区域 ※1

都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域 ※2	洪水浸水想定区域 ※3

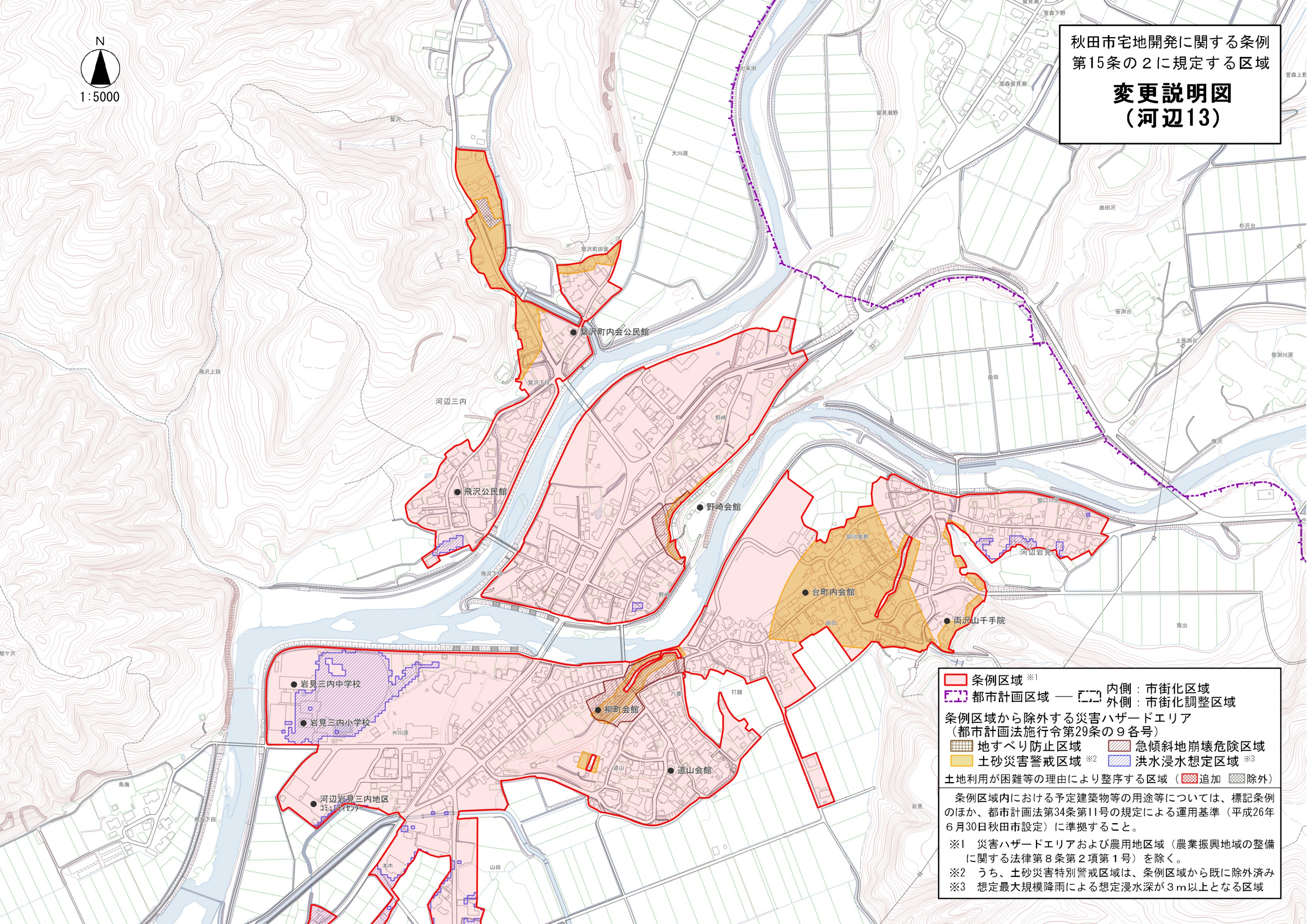
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(河辺13)



 条例区域 ※1

 都市計画区域 —  内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

-  地すべり防止区域
-  急傾斜地崩壊危険区域
-  土砂災害警戒区域 ※2
-  洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 ( 追加  除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域